

平成30年度北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成30年10月24日（水）14時58分～15時43分
場 所：かでの2・7 5階 520研修室

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第4期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について
- (2) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案・変更案）について
- (3) その他

3 閉 会

○ 出席者

(委員)

- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
- 伊藤 一三委員 ((公社)北海道宅地建物取引業協会副会長)
- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 片山 健也委員 (ニセコ町長)
- 佐藤 郁夫委員 (札幌大学大学院経営学研究科教授)
- 富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授・園長)
- 松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会副会長理事)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部企画調整部長)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)

(道側)

- 谷内 浩史 (総合政策部政策局計画推進担当局長)
- 阿部 潤一 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 村上 宏 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 松永 和敬 (環境生活部環境局環境政策課主査)
- 中川 みちよ (水産林務部林務局森林計画課主査)

1 開会

□阿部課長

ただ今から、平成30年度北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

本日、進行を努めさせていただきます、総合政策部政策局土地水対策課長の阿部でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、開会に当たりまして、総合政策部計画推進担当局長の谷内からご挨拶申し上げます。

□谷内局長

道庁の計画推進担当局長の谷内でございます。

今日は大変ご多忙の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様には日頃から水資源の保全だけではなく、道行政の推進に当たりまして、それぞれのお立場から、ご協力、ご尽力いただいていることに、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

本日の審議会は、新たな任期となって初めての審議会でございます。今回、委員をお願いしましたところ、快くお引き受け頂きましたことに感謝申し上げます。

今日の審議会ですが、この後、新たに会長、副会長を選出していただきました後、今年度の水資源保全地域の指定、今回は二つありますが、これをご審議いただくことになっております。

条例を24年に施行してから、現在59市町村、176の地域の指定を行っております。今回、2つの地域の指定をご審議いただくわけですが、こうした水資源保全の取組に関しまして、今月4日には、今日の委員でいらっしゃいます片山町長のニセコ町を会場として、全国のこういった水資源の取り組みを進められている自治体の連絡協議会のシンポジウムが開かれまして、各県から多くの自治体職員の方々がいらっしゃいました。

柿澤先生に基調講演をいただくとともに、私どもの条例の取組についての説明もさせていただきます機会もいただいたところで。

全国の各自治体も、地域の貴重な財産である水資源をどのように保全していくかというのは、大変関心が深い取組となっていると、改めて実感しているところでございます。

私ども、この条例の適切な運用を図っていくことは非常に大事なことだと思っておりますので、審議会の皆様方のご意見をいただきながら、取り組んで参りたいと思っておりますので、今日も忌憚のない意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

□阿部課長

本日は、委員の改選後、第1回目の審議会となりますので、議事に入る前に委員の皆様を、お手元に配布しております第4期の水資源保全審議会委員名簿、こちらに沿ってご紹介を申し上げたいと思います

藤田・荒木法律事務所、弁護士の荒木委員でございます。(各委員の発言は記載省略)

北海道宅地建物取引業協会副会長の伊藤委員でございます。

北海道大学大学院農学研究院教授の柿澤委員でございます。

ニセコ町長の片山委員でございます。

札幌大学大学院経営学研究科教授の佐藤委員でございます。

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授の富士田委員でございます。

北海道森林組合連合会副会長理事の松井委員でございます。

北海道立総合研究機構環境・地質研究本部 企画調整部長の丸谷委員でございます。

北海学園大学工学部准教授の山本委員でございます。

以上、9名の皆様方でございます。次に本日の審議会でございますが、ただ今ご紹介申し上げたとおり、委員総数9名全ての委員の皆様にご出席をいただいております。

従いまして、北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項に規定いたします定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

2 議事

(1) 第4期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について

□阿部課長

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)の「第4期北海道水資源保全審議会の会長及び副会長の選出について」でございます。本日は先程も申し上げたとおり、第4期委員の皆様による最初の審議会となりますので、条例第30条第2項の規定に基づき、委員の皆様の互選によりまして、今期の会長及び副会長を選出していただくこととなりますが、選出方法について、ご意見はございますでしょうか。

(発言なし)

特にご意見がなければ、私ども事務局から案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」の発言多数あり)

それでは、はじめに会長の選出でございますが、事務局といたしましては、今期会長には、第3期におきましても会長を務めていただきました柿澤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手による承認)

ご異議なしということでございます。ありがとうございます。

本審議会の会長には、柿澤委員が選出されました。よろしく申し上げます。

次に副会長の選出についてでございますが、事務局といたしましては、副会長には、荒木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手による承認)

ありがとうございます。

副会長には荒木委員が選出されました。よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、柿澤会長には会長席にご移動をお願い申し上げます。

(柿澤会長、会長席へ移動)

それでは、柿澤会長からご挨拶をいただきたいと思います。

□柿澤会長

柿澤でございます。ご指名でございますので、私の方で会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほどの局長さんのご挨拶でもありましたように、全国で水資源の保全に取り組んでおられる市町村が沢山の方々がおられ、道内でも沢山のございます。

先日もニセコ町で集まりがありまして、色々意見交換しましたが、やはり市町村が頑張っている中で広域自治体としての道がそれを下支えする、補助していくという面で、この審議会は非常に重要な役割を果たしていると改めて感じました。

というところで、是非皆様の活発なご議論をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

□阿部課長

ありがとうございました。

それではこの後の議事・進行につきましては、柿澤会長にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案・変更案）について

□柿澤会長

それでは議事2番目、水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案・変更案）についてご説明をお願いします。

□村上主幹

事務局の土地水対策課の村上でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

【資料1-1】

それでは、平成30年度の水資源保全地域における提案区域につきまして、お手元の資料1-1に基づき、今回の提案状況を説明させて頂き、その後、「資料2」に基づき、指定の区域と地域別指針（案・変更素案）をご説明させていただきたいと存じます。

また、提案区域概略図につきましては、後ほど、資料2説明の際に、こちらのスクリーンでご覧いただきたいと思います。

なお、委員の皆様には、あらかじめ資料をご覧いただき、事務局にお寄せいただいたご質問等につきましては、該当する区域を説明する際に、対応内容をご報告させていただきます。

それでは、資料1-1「平成30年度水資源保全地域提案区域一覧」をご覧ください。

今回、新たな提案区域として、釧路総合振興局管内の厚岸町と浜中町の1地区、指定区域の変更として、上川総合振興局管内の上富良野町の1地区の合計2地区となっております。

この度の厚岸町の提案区域は、提案は厚岸町で、所在は厚岸町と浜中町になっており、水資源保全地域名は、「厚岸町別寒辺牛地区・浜中町茶内第三地区」、取水形態は地下水で、深層地下水となっております。

次に、中富良野町の変更区域は、昨年度、平成29年度ですけれども、指定した「中富良野町中富良野第5地区」に所在する土地に隣接する未指定の土地で、昨年度の審議会でも今年度の追加指定を提案する予定であるとご説明していたもので、追加指定により、指定区域の変更が必要となったものです。

変更後は上富良野町の地区名を追加することとなりまして、「中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区」となります。

水資源保全地域として、今回提案の区域が指定されますと、指定数の累計は60市町村、177区域となります。

以上が、資料1-1の説明です。

【資料2】

続きまして、個別の提案区域について、提案町の厚岸町、それから中富良野町の順に指定の区域と地域別指針（案・変更案）をご説明させていただきます。

<厚岸町・浜中町>

資料2-1「厚岸町別寒辺牛地区・浜中町茶内第三地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）を説明させていただきます。

スクリーンの概要図をご覧いただきたいと思います。概要図の凡例ですが、赤い点は取水地点、青い線は、今回の地下水の場合は、取水地点から半径1キロメートルの円、赤い線は提案区域で、地番単位で区域設定を行っております。

また、「緑色」のところは国有地で、除外する区域となっております。

提案区域は、厚岸町東部と浜中町西部に位置しておりまして、提案区域内に道道813号が通っております。

区域設定の考え方については、地下水であるため、2箇所の赤い点の取水地点からそれぞれ半径1キロメートルの青い線の円を基本として地番単位で整理し、赤い線の提案区域のうち、緑色の国有地である国有林や河川敷地などを除いた区域が水資源保全地域になります。

この2箇所の取水地点のうち、南側の1号取水井戸近くには浄水場が設置されておりまして、両方の井戸からこの浄水場に送水しております。

今回指定する面積は、約737ヘクタール、主な地目として、畑、牧場、原野、山林となっております。土地所有者は、個人所有者、法人、北海道、厚岸町、浜中町となっております。

なお、半径1キロメートルの青い円の東側の一部は、浜中町の行政区域となっております。

資料2-1「厚岸町別寒辺牛地区・浜中町第三地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）」をご覧ください。

「1 指定の区域」については、本日の資料では、地番の記載は省略しておりますが、告示の際には、地番を表示いたします。

次に、「2 地域別指針」の（1）指定の区域に関する基本的事項ですけれども、こちらの方につきましては、基本的な事項を書いているところでもありますけれども、対象区域は、厚岸町別寒辺牛農業用水道別寒辺牛地区水源の2箇所の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域として設定しております。

指定する面積は、先程も申し上げましたけれども、平方キロメートル数は737万2,129㎡ということになります。

区域設定の考え方は、先程のスクリーンの説明と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

対象区域の状況では、国土利用計画法や森林法等における対象区域の位置付けを示しており、取水施設における給水人口は88人、一日当たり172立方メートルとなっております。

委員から、給水量の割に給水人口が少ない点に関しご質問がありましたけれども、こちらの給水対象地域では、16戸の酪農家がおられまして、給水量の約9割は、こちらの酪農家が使用している状況で、このため全体としてみれば、給水人口自体は少ないとのことでございます。

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項については、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条の規定に基づく「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としております。

また、別表では、基本指針の別表の内容を基本として、土地利用に関する法令をはじめ、区域内に関係する法令に基づき、必要な手続や配慮する事項を「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。

これらの内容等につきましては、道庁内で所管する関係課において、内容などの確認を行っております。

<中富良野町・上富良野町>

次に資料2-2となります。「中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域に係る指定及び地域別指針（変更案）」でございます。

スクリーンをもう一度ご覧いただきたいと思うのですが、変更区域は、昨年度指定した中富良野町の指定区域に接する上富良野町南部に位置しております。

今回の変更は、昨年度、平成29年度に指定しました「中富良野町中富良野第5地区」に所在する土地に隣接する未指定の土地です。

区域設定の考え方については、地下水であるため、赤い点の取水地点から半径1キロメートルの青い線の円を基本として地番単位で整理し、赤い線の提案区域のうち、緑色の国有地である河川敷や公衆用道路などを除いた区域が水資源保全地域となります。

変更に伴い拡大する面積は、約140ヘクタール、拡大する土地の地目は主に山林と田となっております。

土地所有者は、個人所有者、法人、北海道、上富良野町となっております。

この変更案をご覧いただきたいのですが、昨年度の中富良野側の指定の際、「水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針」をご審議いただいておりますが、今回の追加指定により、指定の区域、対象区域、面積及び区域設定の考え方並びに対象区域の状況がそれぞれ変更となります。

「1 指定の区域」については、本日の資料では、地番の記載は省略しておりますが、告示の際には、指定済みの地番を含めて全ての地番を表示します。

「2 地域別指針」の「(1) 指定の区域に関する基本的事項」においては、対象区域について、湧水を取り入れるという重複した文言があったことから、これを削除しております。

面積につきましても、平方メートルで申し上げますと366万7,002㎡に変更します。

また、区域設定の考え方について、この前は「(上富良野町の行政区域を除く。)」と入っておりましたが、この文言を削除いたします。

対象区域の状況については、森林法に基づく「上富良野町森林整備計画」を文言に加えました。給水人口及び給水量については、変更はございません。

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項及び別表については、先程の厚岸町・浜中町の地域別指針と同様に、道庁内で所管する関係課において、内容などの確認を行っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

□柿澤会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今、事務局から説明のありました提案区域に係る指定の区域及び地域別指針(案・変更案)につきましても、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員の方からのご質問につきましても、ご回答いただきましたけれども。

□柿澤会長

それでは、特にただ今の提案についてご意見がございませんようでしたので、指定の区域については、市町村からの提案どおり妥当と判断いたします。それからまた、地域別指針(案・変更案)については、審議会として「特に意見なし」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の発言多数あり)

それでは、「異議なし」ということで、これを平成30年度水資源保全地域の提案に係る指定の区域及び地域別指針(案・変更案)についての審議結果といたしたいと思っております。

事務局の方では、これらの点を踏まえまして、指定に向けて作業を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今日の議案は以上なのですが、皆様の方から何かこの機会にご発言がございますでしょうか。

□丸谷委員

提案区域の中で、国有地のために除外する緑色で塗られている地域がありました。

こういった所は指定区域として土地取引の届出の対象にはならないので、一度区域指定がなされた後に、国有地から民間に払い下げといいますか、土地の所有者が変更された場合には、指定地域として含めなければならない対象になると思います。

しかし、そのような情報を収集する仕組みがないと伺っておりますし、条例が施行されてから6年位経つということもありますので、ある程度の年数が経ったらもう一度点検してみる必要があるのかなと思います。

頻繁に更新のチェックをすると人手もお金もかかるので、そうしょっちゅうやる必要は無いと思いますので、10年か15年が良いか解りませんが、事務局の方でその仕組みなどを検討していただければと思います。

□柿澤会長

はい、ありがとうございます。その点について何か事務局の方からありますか。

□村上主幹

国有地の関係につきましては、指定の告示をする際に、北海道森林管理局ですとか、他の国有地であれば北海道財務局の方に、この土地のこういう地番が今度告示します、ということで必ず通知をしてご協力をお願いしているところです。

国有地の場合も指定されたことがわかっていることとしまして、私どもの方では、そのようにお知らせして適正に対応していただけるもの、とまっているところなのですが。

□阿部課長

補足ですが、ただ今申し上げましたとおり、通知をそれぞれ国の機関に回しているということで、最寄りの地域が指定地域になっているということは了解していただいているところなのですが、ただ今委員からご指摘がありました様に、なかなか毎年国有地の取引状況をチェックするのは体制的にも厳しいものがあるものですから、例えば、去年の条例の施行状況の検討で5年たつごとにやると条例の附則でなっているので、その際に合わせて国有地の土地の状況がどうなっているのかというようなところを我々で点検していくことができるかどうか、その辺を検討させていただきたいと思います。

□柿澤会長

国有地でなくなると届出が必要になるという趣旨も国にお伝えいただいて、届出の義務はないけれど売り払いをした場合は、届出など手続きが必要になってくるということに合わせて確認していただいた方がいいかと思います。

□阿部課長

はい、わかりました。

□柿澤会長

その他に何かございませんか。

(発言なし)

それでは、その他で事務局の方から何かございますでしょうか。

□阿部課長

はい、「北海道水資源の保全に関する条例」の関係なんですけども、先程も申し上げましたが、昨年、条例附則に基づきまして、施行状況の検討を行いまして、委員の皆様からのご意見を頂戴しながら、今年の1月に開催いたしました審議会におきまして、その施行状況の検討結果をご報告させていただいたところでございます。それで、対象年度が28年度までの施行状況の検証ということでございましたので、その後の29年度の届出の状況などについて、ご報告させていただきたいと思っております。

□村上主幹

それでは、お手元の「資料3」に基づき、ご説明させていただきます。

今、お話ししましたとおり、本年1月の審議会でご説明させていただいておりましたが、昨年度実施した施行状況の検討結果においては、対象年度が28年度まででしたので、今回は29年度分の届出状況をご報告いたします。

まず、「1 事前届出の状況」です。

届出件数についてですが、平成29年度の届出件数64件のうち、40件が事後届出がありますが、このうち32件は過年度の土地取引において、届出がなされていない事案に係るものが29年度に届出されたものでございます。

これは、昨年度、無届取引の把握と把握後の指導等について、具体的な対応方法を新たに定めた「無届取引等に係る事務処理要領」を作成し、これに基づき、振興局及び権限移譲市町村において作業を進めた結果、数年前の土地取引に係る届出のない事案も確認されるなど、「2 届出のない土地取引行為の状況」に記載のとおり、無届事案の把握件数が73件と増加し、更に把握した事案の指導等の徹底により、事後届出の件数も増加したものと考えております。

次に、その下に記載しております「うち道外居住（所在）土地所有分」ですが、こちらでも、昨年度に比べ増加しておりまして、届出64件中、24件が道外に居住する土地所有者からの届出となっており、届出全体の4割を占めている状況です。

次の「2 届出のない土地取引行為の状況」であります。ただ今ご説明したとおり、道分と権限移譲市町村分を併せた全体で、平成29年度は把握件数が73件となっております。

その下の表は、道分と権限移譲市町村分の内訳をそれぞれ記載したものであります。

昨年度の条例に係る施行状況の検討におきましても、特に道外に居住（所在）する不在地主に制度の趣旨が十分に浸透していない状況にある、また、土地所有者には、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることが十分認識されていないことから、届出がない土地取引行為や事後届出が生じているものと考えられるとの課題をあげたところでございます。

今年度につきましては、地域指定後、相当の期間が経過している地域もあることから、改めてアンケート調査の実施による、土地所有者への直接的な周知を実施することとしており、現在、準備を進めております。

また、道外に居住する土地所有者への対応として、道と同様な水資源保全に関する条例を有する他県との連携や土地取引に関係する全国的な団体などを通じた周知など、道外居住者への効果的な普及啓発の方法について検討を進めており、現在、条例を広く知っていただくため、全国的な不動産関係団体に、会員向けの会報誌への掲載などをお願いしているところであります。

また、他の条例制定府県とは、互いの条例をホームページで紹介し合う相互リンクを8月から開始したところです。

事前届出制を含む条例の趣旨等の周知につきましては、今後も効果的な普及啓発の方法を検討し、取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、事前届出等の状況でございます。

□柿澤会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の事前届出等の状況につきまして、皆さん方からご質問、あるいはご意見等ございませんでしょうか。

事前に届けていただくのがこの条例の肝ですので、今、だいが取組を進めていただいて状況が良くなってきたということですので、引き続き、この趣旨が所有者の方々に伝わるようにご努力していただくようお願いしたいと思います。

□片山委員

意図的に、わかっているけれど届け出ないという事例などはどうですか、そういうのはないですか。純粹に知らなくてという感じですか。

□阿部課長

私どもでは、昨年、施行状況の検討をさせていただいたのですが、悪質な、意図的に制度を知っていて、その上で道から再三届出を出してくれといったことも無視をして全く届出をしない、という案件はございませんでした。

やはり、多くは事前の届出制度がよく理解できていなかった方々が多いのかと。土地所有者のサンプルでアンケート調査を実施したのですが、その結果からはそのような状況かなと思っております。

□柿澤会長

よろしいでしょうか。

□片山委員

はい。

□柿澤会長

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

活発なご議論、どうもありがとうございました。それでは、事務局の方に返したいと思えます。

3 閉会

□阿部課長

柿澤会長はじめ委員の皆様には、真摯なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日ご審議をいただきました2地域の指定のスケジュールですけれども、この後、ご提案いただいた市町村との協議をさせていただきまして、来月上旬には地域指定のまず予定告示を行いまして、2週間の縦覧と意見書提出の期間を設定した後に、12月上旬を目途に地域指定の告示を行い、さらに、12月25日付けの施行を目指して今後事務を進めて参りたいと考えてございます。

それでは閉会に当たりまして、谷内局長からご挨拶申し上げます。

□谷内局長

本日は、地域指定のご審議、それと今後の取組に関するご意見をいただきまして、ありがとうございました。

先程も申し上げましたとおり、この水資源保全条例の運用につきましては、昨年度の点検の中で、やはり市町村のご協力をいただきながら地域指定の拡大をしていくということ

と、事前届出制の趣旨が土地所有者の方々に十分に伝わるということが非常に大事だということで、現在、先程も申し上げましたとおり、所有者の方々に単に周知するだけではなくて、アンケート形式で何らかの返事をもらえる形でアクセスするような方向を今考えているところでございます。

その取組を通じて、条例が5年経過しておりますけども、先程の効果的な取組に関するご意見をいただきましたので、審議会の委員の皆様方のご意見をいただきながら、この条例がより適切に運用されていくよう取り組んで参りたいと思っておりますので、今後も引き続き、ご意見とご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

□ 阿部 課長

以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。